



2020年12月16日

各位

会社名 株式会社キリン堂ホールディングス
代表者名 代表取締役社長執行役員 寺西 豊彦
(コード: 3194、東証第一部)
問合せ先 執行役員・経営企画部長 小林 剛久
(TEL. 06 - 6394 - 0100)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2020年11月12日付で公表いたしました「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2020年11月12日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2020年12月16日から2021年1月5日までの間、整理銘柄に指定された後、2021年1月6日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、2020年11月12日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して必要なお承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

併合する株式の種類

普通株式

併合比率

当社株式について、1,618,678株を1株に併合いたします。

減少する発行済株式総数

11,330,741株

効力発生前における発行済株式総数

11,330,748株(注)

(注)効力発生前における発行済株式総数は、当社が2020年10月12日に提出した「第7期第2四半期報告書」に記載された2020年8月31日現在の当社の発行済株式総数(11,332,206株)から、当社が、2020年11月12日開催の取締役会において決議した、2021年1月7日時点で消却する予定の2020年11月3日現在当社が保有する自己株式数(1,458株)を除いた株式数です。

効力発生後における発行済株式総数

7株

効力発生日における発行可能株式総数

28株

1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社BCJ-48（以下「公開買付者」といいます。）及び当社の代表取締役社長である寺西豊彦氏以外の株主の皆様様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様様に交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である3,500円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様様に交付できるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第11条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の内容等は、2020年11月12日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年1月8日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2020年12月16日（水）
整理銘柄指定日	2020年12月16日（水）
当社株式の売買最終日	2021年1月5日（火）（予定）
当社株式の上場廃止日	2021年1月6日（水）（予定）
本株式併合の効力発生日	2021年1月8日（金）（予定）

以上